

事 務 連 絡

令和4年11月15日

都内医療機関管理者 殿

東京都福祉保健局障害者施策推進部

地域生活支援課長 東條 左絵子

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の
入院時における支援者の付添いの受入れについて

日頃から東京都の障害福祉施策の推進に御協力いただき、誠にありがとうございます。

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する障害支援区分6の者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされ、【別紙1】令和元年7月1日付けの当課の事務連絡にて、お知らせさせていただいたところです。

しかし、入院中に支援者が必要な場合に重度の障害者が入院できなかつたり、入院時に支援者の利用を認めてもらえないといった事例があるとの声や、入院が必要な場合に受入れ先が決まらず、受入れ先の調整に時間を要してしまうことは、体力の低下や病状の悪化を招くといった意見も寄せられています。

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについては、【別紙2】の【別添1】「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知）により、「看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない」とされているところです。

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者が新型コロナウイルスに罹患し入院が必要となる場合においても、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が付き添うことは可能であり、また、【別紙2】「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」（令和4年11月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡）及び【別紙2】の【別添3】において、障害児者が新型コロナウイルス感染症で入院する際の支援者の受入れについての対応例も示されております。

重度の障害者等が入院に当たってヘルパーの付添いが認められないことによって、必要な医療を受けられないことのないよう、改めて病院等の職員（医師、看護師等）へ制度を周知いただくとともに、障害児者が新型コロナウイルス感染症に罹患している場合も含めて、院内感染対策に配慮しつつ、可能な限り支援者の付添いを受け入れることについて積極的に検討をお願い申し上げます。

なお、病院等に入院又は入所中の利用者への重度訪問介護の提供に当たっては、具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように重度訪問介護事業者等の職員と十分に調整する必要があるため、当該調整等への御理解、御協力をお願い申し上げます。

<添付資料>

【別紙1】 令和元年7月1日付け東京都福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課長事務連絡
「病院等における重度訪問介護の提供に係る取扱い等について」

【別紙2】 令和4年11月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部等事務連絡
「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」

別添1 平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知
「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」

別添2 入院中の重度訪問介護の利用について

別添3 特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについての対応例

【担当】

東京都福祉保健局障害者施策推進部
地域生活支援課在宅支援担当

電話：03-5320-4325（直通）